

## 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員公募要領

令和8年7月1日  
教育庁教育政策課

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の構成員の公募に関する指針」に基づき、宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の委員の公募に係る必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。ただし、応募の時点で国、地方公共団体の議員、常勤の公務員及び県の他の附属機関等の構成員になっている者は除く。

- (1) 宮崎県内に居住する満18歳以上の者
- (2) 4回程度開催される会議に出席できる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、この号において「暴力団員」という)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者

(募集人数)

第3条 公募による委員(以下「公募委員」という。)は、1名とする。

(公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、宮崎県教育振興基本計画策定懇話会設置要綱第4条の規定により、令和8年10月1日から令和10年7月31日までとする。

(募集期間)

第5条 募集期間は、令和8年7月2日から7月29日までとし、県庁ホームページ等により広く県民に周知を図る。

(応募方法)

第6条 公募委員に応募する者に、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員応募申込書(別紙様式)
- (2) 「今後の宮崎県の教育に大切なこと」をテーマにした論文(800字程度)

(公募委員の選考)

第7条 公募委員の選考は、選考会議において行う。

2 公募委員の選考にあたっては、提出書類の審査に加え、年齢、性別及び社会的活動の経験等を総合的に考慮する。

(選考会議)

第8条 選考会議は、委員長及び委員で構成し、次の職にある者をもって充てる。

- ・委員長 副教育長
- ・委員 教育庁教育政策課長、教育庁教育政策課長補佐(政策)

2 選考会議の庶務は、教育庁教育政策課において処理する。

(選考結果の通知)

第9条 選考結果については、応募者本人に速やかに通知する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は選考会議の委員長が別に定める。

(特例)

第11条 公募の結果、応募者がいない場合又は選考の結果、適任者がいない場合は、欠員とする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。